

近海魚中の水銀の検査結果

検査年度	検体名	検体数	総水銀 (暫定的規制値 ^{*1} :0.4ppm)		メチル水銀 (暫定的規制値(水銀として) ^{*1} :0.3ppm)	
			検査結果(ppm)	検出件数 ^{*2}	検査結果(水銀として、ppm)	検出件数 ^{*2}
令和2年度	スズキまたはその幼魚	2	0.09~0.32	2/2	総水銀の測定結果が暫定的規制値未満であったため、実施せず	
		2 ^{*3}	0.47	1/1	0.42	1/1
			0.55	1/1	0.39	1/1
令和3年度	スズキまたはその幼魚	7	0.10~0.37	7/7	総水銀の測定結果が暫定的規制値未満であったため、実施せず	
令和4年度	スズキまたはその幼魚	8	0.08~0.39	8/8	総水銀の測定結果が暫定的規制値未満であったため、実施せず	
令和5年度	スズキまたはその幼魚	7	0.14~0.34	7/7	総水銀の測定結果が暫定的規制値未満であったため、実施せず	
令和6年度	スズキまたはその幼魚	8	0.13~0.35	8/8	総水銀の測定結果が暫定的規制値未満であったため、実施せず	

*1 食品衛生法における成分規格ではなく、指導指針として位置づけられている規制値。

平均的な食事をしていれば、ただちに水銀の影響が懸念されることはない。

*2 検出件数: 検査を実施した検体のうち、定量下限値以上の値が検出された検体数

*3 総水銀の測定値が暫定的規制値(0.4ppm)を超え、メチル水銀の測定を行った検体数